



筑紫女学園大学リポジット

An Observation Concerning Hyoso-senchu-mougyu-kohon by Koyo Sasaki

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桐島, 薫子, KIRISHIMA, Kaoruko メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/290

佐々木向陽『標疏箋注蒙求校本』に関する一考察

桐 島 薫 子

An Observation Concerning Hyoso-senchu-mougryu-kohon by Koyo Sasaki

Kaoruko KIRISHIMA

はじめに

『蒙求』は国語の漢文教育の中では、故事成語の由来や意味を知り、正しい使い方を身に付け、言語感覚を豊かにしたり、中国人のものを感じ方・考え方を理解したりするための重要な教材の一つと位置づけられている。また、多くの四字熟語が『蒙求』から出ている。^(注1)

こうした『蒙求』について、今日見ることができる最もポピュラーな版本が、佐々木向陽(一八〇一―一八六三年)の『標疏箋注蒙求校本』(書名は題簽に拠る。詳細は後述の書誌参照。本稿では「佐々木標疏本」、「標疏本」と称す。「注」は「註」とも書くが本稿では引用部分以外は前者を使用する)である。同書は江戸時代の『蒙求』注釈本の一つで、幕末から明治の激動期に教科書として非常に流行した。しかし、これまでその作成意図を記した「蒙求標疏例言」(図版1)については言及されたことはなく、巻首の「帝王世系」(図版2)と中国全図(図版3)についてもその存在は指摘されているが、標疏と

の関連を含めた調査を行った先行研究は管見する所見当たらない。そこで本稿では、「例言」の訳注を行い、「帝王世系」と中国全図について関連事項を考察、標疏本の特徴の一端を明らかにすることを試みた。

一、『蒙求』標題と注釈(徐注・箋注・標疏)

そもそも『蒙求』三卷は唐の李瀚^{りげん}著で、天寶五年(七四六)以前に成立した。書名は、『易経』「童蒙求我」(童蒙、我に求む)に基づく。伝説時代から南北朝の印象深い人物の物語を記した初学者用の故事集である。人名と行跡を上二文字・下二文字の四文字(標題)で一語(一句)とし、内容の似た二句を一对とし、偶数句で押韻、八句ごとに韻を変え五九六句を掲載している。標題には李瀚による自注が付いており、文豪の李華が序を、饒州刺史李良が推薦の表を書き世に広まった。南宋の一八九年頃には、状元ともなった徐子光^{じょしこう}が標題の原話である正史や小説を要領よくまとめた「補注」(本稿では「徐注」と称す)

を付し流行した。徐注は李瀚の自注に比べより多くを正史に依拠し、標題の人物の伝記のような記述となり歴史的知識の面が強化された。

日本への『蒙求』の渡来は、『三代実録』に拠ると元慶二年（八七八）に陽成天皇が貞保親王に初めて『蒙求』を受講させたことから、この年に近い時期と考えられ、平安時代には「勸学院の雀は蒙求を囀る」と称される程、愛好された。徐注本の渡来は鎌倉末期か南北朝との推定もあるが、その頃の写本はまだ見当たらない。文献で確認できる初見は室町時代で、『実隆公記』永正元年（一五〇四）に菅原章長が講義したとして「蒙求講尺事（中略）章長朝臣來臨、以補注講之」とある。その後、大永四年（一五二四）識語のある清家文庫本をはじめ室町末期までに多くの古写本がある。豊臣秀吉の朝鮮出兵により活字印刷術が輸入されると、小瀬甫庵が『徐状元補注蒙求』三巻を古活字版のほとんど最初のものとして刊行した。古活字版は江戸時代に覆刊され、異版と後印本とが刊行され続けた。例えば、寛保元年（一七四一）刊の服部南郭『新刻蒙求』は、明和四年（一七六七）・安永三年（一七七四）・寛政二年（一七九〇）と何版か刊行が重ねられた。徐注により『蒙求』はやや難度が高い読み物としての性格が強まったと考えられる。^{〔注2〕}南郭は古文辞学に傾倒し荻生徂徠の門人となった人物である。^{〔注3〕}

明和四年（一七六七）になると岡白駒（一六九二〜一七六七年）が簡潔で要領を得た箋注を施した本（本稿では「岡箋注本」、「箋注本」と称する）を出版した。岡白駒は古注学者で竜州と号し、中国の俗語に精通していた。^{〔注4〕}作成の意図を述べた「例言」（標疏本では「例引」）が『先哲叢談』巻之七^{〔注5〕}に取り上げられている。

南郭が校刻する所の『蒙求』、当時盛に世に行はる。竜州、『箋

注』を作り、乃ち以て南郭を庄せんと欲するなり。故に其の例言、恣に南郭の校本を詆訾して曰く、「旧本、誤謬多し。近歳の刻本、改正と称するも、十に纔かに一二のみ」と。又曰く、「蒙求」の纂むる所、正史の外に出づる者有り。謝承が『後漢書』、王隱が『晋書』の如き、其の事多く『世説』の劉義慶が註に見ゆ。新刻本、『世説』の註に据り、旧本の文を刪落す。殊に知らず、『世説』は風旨を片言隻語に取るを。故に引証する所亦其の要を掇り其の事を簡省す。『蒙求』は則ち事実詳かなるを主とす。李良の所謂る注下敷演する者、即ち是れのみ。豈に刪落すべけんや。今、旧本に仍りて之れを補ひ、以て其の旧に復す」と。又曰く、「新刻本の考例に云ふ、『文献通考』文芸の部、『蒙求』三巻を載すと。『文献通考』を按ずるに、芸文の部無し。経籍考小学の部に、『蒙求』を載す。是れ目未だ其の書を睹ずして、杜撰引証す。其の考ふる所も亦知るべきのみ」と。

ここで岡白駒は、盛んに流行している南郭の『新刻蒙求』を圧倒しようとし、その不備を指摘している。そして、『新刻蒙求』は、箋注本が刊行されると岡箋注本系統にすっかり取って代われ、この事はその頃アンチ古文辞派の攻撃に遭って、文運とみに地に墜ちた古文辞学派の消長と無関係ではない、とも指摘されている。^{〔注6〕}

この岡箋注本に増注したのが、本稿が研究の対象とする佐々木向陽の「標疏本」である。佐々木向陽の名は景衡または玷で、字は圭甫、通称は並枝、向陽と号した。長崎の通詞の家柄であった勝木家（一説に直木家）の次男で、家業柄、幼少より自ら朝鮮・中国・オランダの人々に接し、海外の事情に通じていたという。長じてから肥後熊本に赴き、二十歳の頃には京撰・江戸に遊び碩学名家を訪ねて学識を博め

た。その後、周防国吉敷郡阿知須の江口牛鳴の知遇を得て、この地で郷党子弟に文学を教え、また宇部領主福原氏の郷学晩成堂（後、菁莪堂、維新館）に講説した。福原氏は佐々木家を継ぎ興させて晩成堂学頭に任じた。^(注7)『日本教育史資料』には「學主佐々木並枝ヨリ其子貞介其職ヲ襲キ文學ノ長タリシ」とある。^(注8)明治の外交官青木周蔵（一八四四〜一九一四年）は、薰陶を受けた一人である。

江戸時代、『蒙求』は文義の理解を目的とする「会説」で取り上げられていた。約三割の藩校が使用し、福沢諭吉『旧藩情』や『日本教育史資料』の旧福江・旧長岡・旧府内・旧狭山各藩の資料に拠れば、教育課程における位置付けは、素読を終えた中級者の教材であった。明治は欧化の時代で、日本の文化は大きく変容したが漢学は衰えず、『蒙求』も東洋風の教育に戻るといふ風潮の中で明治十五年前後にブームが到来した。^(注9) こうした中で最も流行した佐々木向陽の標疏本の特徴を明らかにすることは、当時の読者・学習者の需要の傾向、及び教授者としての向陽の創意・工夫を知ることにもつながるであろう。

二、先行研究について

標疏本に関する先行研究は、まず、桂湖村講述による「先哲遺著追補漢籍国字解全書」四十五卷『蒙求』に次のようである。^(注10)

箋註蒙求校本三卷 岡白駒撰

此の書は蒙求補註の註釋なり、舊刊本の異同誤訛を訂正して註し、毎卷末に官職考略を附し、官職を解せり、註は簡にして要を得たり、卷首に舊序の外帝王世系、地圖、及例引あり、寛政四年

の刊本あり、白駒字は千里、龍洲と號す、京都に講説し、蓮池侯の文學となる、明和四年（二四二七）歿す、左の書は此の書を増註訂補せるものにて、此書を読むもの、參考すべきものなり、

新增箋註蒙求校本三卷（嘉永二年刊）

平内豊愛撰^(注11)

纂評箋註蒙求校本三卷（明治十二年刊）

石川鴻齋撰

標註箋註蒙求校本三卷（同 十五年刊）

鈴木義宗撰

標疏箋註蒙求校本三卷（同 十六年刊）

佐々木向陽撰

蒙求國字解八卷

土岐欽尹撰

此の書未だ見ず、欽尹は字を聖耕、霞亭と號し、宇野明霞門人にて、京都に講業せり寛政五年（二四五三）歿す、（以下、省略）

この解説では、「帝王世系」と中国地図が岡白駒の箋注本に付いていることは指摘されているが、何れの版本からそれが現れるかの言及は無い。また、佐々木標疏本については、明治十六年刊分が挙げられているが、それ以前のものについての言及は無い。^(注11)

次に、早川光三郎『蒙求』上卷に次のような指摘がある。^(注12)

徐注に箋注を施した岡箋注本に至っては、後にその歴史性を補う意味で、帝王世系や付図までも挿入する標疏本に発展して、益々その感を深くしている。

同書では「岡箋注本」について、次のようにも述べている。^(注13)

殊に佐々木向陽がその上に「標疏」を加えて後、幕末から明治初期にかけ、士民の教科書として最も行なわれたので、その需要に応ずべく、各書店で競って刊行した。今日見られる蒙求版本では最もポピュラーなものである。

同書では、「佐々木向陽標疏本 安政五年（一八五八）刊」について

は、次のように述べている。^(注1)

佐々木祐(向陽)が箋注に増注したものである。巻首に中国全図・帝王世系を付ける。以後刊行の箋注本にこれが踏襲された。佐々木標疏本は非常な世行を見、出版発売の書肆や刊行年月が実に多く区々としている。書肆名は省くが、明治四年・明治十三年三月・同年七月・明治十五年五月・同年七月・同年八月・明治十八年等がそれである。

この解説では、「帝王世系」と中国全図が、標疏本から始まり、以降、踏襲されたことが指摘されている。しかし、それぞれに関する説明は無く、「蒙求標疏例言」については触れられていない。

三、標疏本と「蒙求標疏例言」

(1) 標疏本の書誌

本訳注では左記の版本を底本とする。

刊本。安政五年(一八五八)、三冊(上・中・下)、縦^{25.3}×横^{17.6}cm。

表紙左肩題簽は「標疏箋註蒙求校本」、見返しには「西播岡白駒先生箋註 長州佐々木向陽先生標疏」「箋註蒙求校本」「浪華書肆文金堂發兌」とある。内題「標題徐状元補注蒙求校本」、外題「標疏箋註蒙求校本」、柱題「箋註蒙求校本」。巻上に「薦蒙求表」饒州刺史李良上表、李華序、子光序、「帝王世系」、中国全図、「蒙求箋註例引」岡白駒識、「蒙求標疏例言」佐々木祐識がある。各巻末尾には「官職考略」を付す。巻下末尾に「岡白駒箋註 明和四丁亥歲原刻、同寛政四壬子歲再刻、同天保三壬辰歲三刻、同佐々木向陽標疏 安政五戊午歲四刻」の記述、及び「九書堂蒙求略書目」がある。四周单边有界、単魚尾、

内匡郭^{20.7}×^{15.3}cm。欄外注・訓点・送仮名付。濁点無し。筑紫女学園大学図書館蔵。

(2) 版本内容の確認(付図の有無と黒田善「跋文」の存在)

右傍線部の明和四年初版本(九州大学図書館広瀬文庫蔵)、寛政四年再版本(九州大学図書館支子文庫蔵)、天保三年三版本(福岡県立図書館諸岡家文書蔵)と本稿の底本について、①「帝王世系」と②中国全図の有・無と、関連事項(備考)を以下にまとめる。

- 岡白駒箋註 明和四丁亥歲(一七六七) 原刻 : ①無、②無
- 同 寛政四壬子歲(一七九三) 再刻 : ①無、②無
- 同 天保三壬辰歲(一八三二) 三刻 : ①無、②無

〔備考〕 文政庚寅(十三年)十月に記された「膳所儒員黒田善」の「箋注蒙求跋」(図版4)を付す。跋では標題「落下歴數」の校訂を述べる。黒田善(扶善、一七九二〜一八五七)は、滋賀県膳所藩遵義堂学頭で梁州と号した。

○同佐々木向陽標疏 安政五戊午歲(一八五八) 四刻 : ①有、②有〔備考〕「蒙求標疏例言」(図版1)で「落下歴數」に所見有ることを述べ、標題の標疏(図版5)で「膳所黒田氏」記述に対し疑義を述べ、後に自身の考えと註解を記す。

ここから、標疏本が「帝王世系」と中国全図を初めて付したこと、天保三年版の黒田善の跋文を受け、佐々木向陽が「例言」と「落下歴數」標疏で自説を展開した可能性が出て来たことを指摘しておきたい。

(3) 「蒙求標疏例言」 訳注

【本稿の凡例】

- 1 「蒙求標疏例言」(図版1)について、各条ごとに **原文1** ～ **5** とし、**書き下し文**・**通釈**・**語釈**を記し、**考証**には関連事項を述べた。

2 **書き下し文**については、原文の訓は、カタカナで表記した。

3 **原文**に濁点がないものは、そのままとした。

4 **原文**に記述されている合字(「、ノ、氏)は、「コト」、「シテ」、「トモ」と表記した。明らかに必要と考えられるが原文に送り仮名が無い場合は、それを補足し平仮名で表記した。

5 **原文**に記述された「如・使・之・也・耳」は、平仮名に直し(「」を付して表記した。

6 **原文**に記述されている書名には「』」を、引用文には「」を用いて表記した。

7 **原文**には、句点が表記されており、それに拠った。

8 **書き下し文**の漢字については常用漢字にあるものは、原則として現在通行の字体に改めた。

原文1

一 徐氏蒙求補注有_二文例_一焉引_二史傳_一者必載_二其人_一郷貫_一曰_二某字_一某人_一若前後標題中有_三収_二入_一其人父祖或孫子_一者則變_二本傳文_一略_二其郷貫_一曰_二某官某子或孫或祖或父_一如_二梁竦廟食_一注曰安定烏底人其末曰追_二封褒親愍侯_一梁冀跋扈注乃曰_二褒親愍侯竦之曾孫_一孫楚漱石注曰大原中都人其末曰終_二馮翊太守_一孫綽才冠注乃曰_二馮翊太守楚之子_一類_上所以使_二一部補注有_一脉絡_一也故今揭_二示_一梁竦孫

楚等標題所在葉數_一以便_二搜索_一引_二世説等雜書_一者不_レ在此例_一

書き下し文

一 徐氏の『蒙求補注』一文例有りて焉に史伝ヲ引く者。必ず其の人ノ郷貫ヲ載セ。某字ハ某某人ト曰ふ。若し前後の標題の中に其の人ノ父祖或ひは孫子ヲ收入スルコト有る者ハ。則ち本伝ノ文ヲ変シ。其の郷貫ヲ略シテ。某官某ノ子或ひハ孫。或ひハ祖或ひハ父ト曰ふ。「梁竦廟食」ノ注ニ曰はく「安定烏底ノ人」と。其の末ニ曰はく「褒親愍侯ニ追封ス」と。「梁冀跋扈」ノ注に乃ち「褒親愍侯竦ノ曾孫」と曰ひ。「孫楚漱石」ノ注ニ曰はく「大原中都ノ人」と。其の末ニ曰はく「馮翊太守ニ終はる」と。「孫綽才冠」ノ注に乃ち「馮翊太守楚(の)子」ト曰ふ類ノ(「ごと)シ。一部補注をして脉絡有ら(し)むる所以(なり)。故ニ今「梁竦」「孫楚」等の標題の所在ノ葉数を揭示シ。以て搜索ニ便ス。『世説』等の雑書ヲ引く者ハ此の例ニ在ら(ず)。

通釈

一 徐子光の『蒙求補注』の注文に史伝を引いているものは、必ずその人物の本籍を掲載し、誰々、字は何々、どこそこの人と述べている。もし前後の標題の中にその人の父祖或いは孫子が収録されている場合は、本伝の文章を変更しその本籍を省略し、何々官・誰々の子、或いは孫、或いは祖、或いは父のように述べている。例を挙げれば、「梁竦廟食」の徐注に「安定郡烏底県の人」、その最後に「褒親愍侯に追封した」とある。そして、「梁冀跋扈」の徐注には「褒親愍侯竦の曾孫」とある。また、「孫楚漱石」の徐注には「大原中都の人」とあり、その最後に「馮翊の太守に終わる」とある。そして、「孫綽才冠」の徐注に「馮翊太守楚の子と

言う」とある。これは、こうした徐子光の補注に脉絡をもたせて理解するためである。従って、今、(標疏では)「梁竦」「孫楚」等の標題がある頁数を示し、読者が捜し求めるのに便利ないように記した。『世説新語』等の雑書を引くものは、この例には該当しない。

語釈

○梁竦廟食 後漢の梁竦は、和帝(在位八十九〜一〇五年)の時に褒親愍侯に追封された。○梁冀跋扈 梁竦の曾孫の梁冀は、質帝(在位一四六年)の時、跋扈將軍と称された。標疏に「梁竦廟食四十五葉」とある。○孫綽才冠 孫綽は晋の孫楚の子。博学で文才があり、当代の第一人者とされた。標疏には「孫楚漱石既出」とある。

原文2

一 標題中人名散_ニ出_{スル}前後徐注_一少者再三多者三四十矣_○詳説之不_レ憚_○煩_○每_○出_○必言_○其字及郷貫_○新增本隨而抄_レ之_○尤可_レ厭也_○此類亦揭_○其人標題所在葉數_○一耳_○

書き下し文

一 標題中人名。前後ノ徐注ニ散出スル。少キ者ハ再三。多キ者ハ三四十。『詳説』(の)煩ヲ憚ラ(ざ)ル。毎出、必ず其の字ナ及び郷貫ヲ言ふ。『新增本』隨ひて之ヲ抄す。尤も厭フ(べ)キ(なり)。此ノ類も亦其の人の標題の所在ノ葉数を掲ぐる(のみ)。

通釈

一 標題中の人名が、前後の徐注に散出する時の回数、少い場合は、二・三回、多い時は三・四十回にもなる。『詳説』は煩を厭わず、毎回、必ず其の字と本籍を言う。『新增本』はそれに従ってこれ

を抄録している。これは最も厭ふべきことである。(標疏では)このような例もまた、その人の標題がある頁数を掲げるだけにした。

語釈

○『詳説』 『蒙求詳説』を指す。非岡箋注本。天和三年(一六八三)刊。撰者は宇都宮遯庵(一六三三〜一七〇九年)。承応三年(一六五四)刊行の『頭書蒙求』八巻を殆ど吸収、倍加しており、諸本と比較して最も詳細である。『蒙求詳説』を見ると、必ずしも全てが「毎出必言其字及郷貫」とはなっていない。○『新增本』 『新增箋注蒙求』を指す。岡箋注本系統。嘉永二年(一八四九)刊。撰者は平田豊愛。『新增箋注蒙求』を見ると、「新增本隨而抄之」に該当する箇所が散見された。

原文3

一 箋註_ノ疎漏_○王戎簡要徐注_ノ字無_レ解_○至於許劭月旦徐注_ノ字_○嵌_メ註_○曰_○題目也_○士衡患多徐注_ノ藻字無_レ解_○至於岳湛連璧徐注_ノ藻字_○嵌_メ註_○曰_○文辭曰_○藻_○如_レ此之類_○不_レ違_○一枚舉_○今皆疏_○於初出字頭_○而箋註_○存_○舊_○不_○必刪除_○

書き下し文

一 『箋注』ノ疎漏ナル「王戎簡要」の徐注「目」ノ字解無し。「許劭月旦」の徐注「目」の字に至り。注ヲ嵌メて曰はく「目ハ題目(なり)」と。「士衡患多」の徐注「藻」ノ字解無し。「岳湛連璧」の徐注「藻」字に至り。注ヲ嵌メて曰はく「文辭を藻ト曰ふ」ト。此くの(ごと)き(の)類枚挙ニ違アラ(ず)。今皆初出の字頭ニ疏シ。『箋注』は旧ヲ存シ。必ずしも刪除セ(ず)。

通釈

一 岡白駒の『箋注』の疎漏は、「王戎簡要」の徐注「目」の字に解釈が無く、また「許劭月旦」の徐注「目」の字に至って注を嵌め込み「目は題目のことである」と述べていることである。また、「士衡患多」の徐注「藻」の字にも解釈が無く、「岳湛連璧」の徐注の「藻」字に至って注を嵌め込み「文辭を藻という」とある。こうした事例は枚挙にいとまがない。そこで、今は全て最初に出た字頭に注を付ける。『箋注』はそのまま残し、必ずしも削除しない。

語釈

○王戎簡要 王戎は、要領を得た対応をする人と評価された。標題は上巻の一葉に収録されている。○許劭月旦 許劭は、毎月一日に人物評を行った。標題は上巻の二七葉に収録されている。○士衡患多 陸機（字は士衡）は、患いとす程に文才が多すぎた。標題は上巻の九葉に収録されている。○岳湛連璧 潘岳と夏侯湛は美男子で連なる玉のようだと称された。標題は上巻の十六葉に収録されている。

原文 4

一 落下歴數^レ下所^レ引律歷志^文諸家無^{明解}。偶有^三所^見。附記以^質大方君子^一。

書き下し文

一 「落下歴數」ノ下に引く所は「律歷志」の文。諸家に明解無し。偶々所見有り。附記して以て大方君子二質ス。

通釈

一 標題の「落下歴數」の下に引く所は、『漢書』「律歷（曆）志」の文であるが、諸家に明らかな解釈が無い。偶々、所見があり附記した。大方の君子にその是非を問いただすものである。

語釈

○落下歴數 『蒙求』の標題。武帝時の歴（曆）数の大家落下閔の物語。改曆は人心を一新する政治的手段として行われていたが武帝の時は、元封七年を太初元年と改め、曆元として前年（元封七年）の十一月甲子朔旦冬至を採用した。この造曆は、權威を確立するため、必然的結びつきは無いが儒家的政治思想の基底をなしていた楽律と結びつけられた。以下、『漢書』「律歷志」を基にした徐注（原文）と（通釈）を挙げる。また、説明の便宜上、番号付きの傍線を付す。

〈徐注の原文〉

前漢方士唐都分天部、巴郡落下閔與焉。都分天部而閔運筭轉歷。其法以律起歷。曰律容一龠、積八十一寸。則一日之分也。與長相終。律長九寸、百七十一分而終復。三復而得甲子。夫律陰陽九六。爻象所從出也。故黃鐘紀元氣。之謂律。律法也。莫不取法焉。贊曰。歷數則唐都落下閔。

〈通釈〉

前漢の方術の士唐都は天を分け（二十八宿を）定め、巴郡の落下閔が協力した。唐都は天を分割し、落下閔は算術を運用して太初の造曆を行った。音楽の十二律の首位にある黄鐘の律管は一龠（量の名）の容積で八十一寸あり、一日の長さの分母に当たる。律の長さ（九寸）と「終（終數）」の十九（天九と地十）を掛ける（と百七十一となる）。律の長さ九寸に百七十一を掛けると（一千五百三十九年で、太初曆は一年を三百六十五日と一千五百三十九分

の三百八十五日と考えるため日の端数が無くなり、季節・月相は同日同時刻に）復帰する。これを三度繰り返せば（四千六百十七年、日数は一六八六三六〇で六〇の倍数）、甲子となる（日の干支も始めと同一）。そもそも律は、陰陽とその展開としての九・六の爻と象が出てくるものである。故に、黄鐘が万物の始元の気を統制することを律という。律は基準で、すべてこれに則らなくてはならない。最後の賛に、歴数の大家は唐都と落下閏と述べる。

考証1 図版5「落下歴數」標疏の第一―三行目には、例言の「偶有所見附記」に呼応する記述がある。次に〈原文〉と〈通釈〉を記す。

〔落下歴數〕標疏の原文〕

落下氏轉歷之法。班史之文簡奧。後世起大疑獄。近膳所黑田氏倒置。與長相終二句。一加小終大終之文。以成其義。然原文錯脫至於此。亦可疑焉。今就律歷志中。摘可備參考者。上列左。

〔通釈〕

落下氏「転歴」の法について、班固『漢書』の文は簡潔で奥深く、後世、複雑ではつきりしないという情況を引き起こした。近頃は、膳所の黒田氏が（『律歴志』の）「與長相終」の二句を倒置して、（『律歴志』で後に出てくる）「九章歳為百七十一歳、而九道小終。九終千五百三十九歳而大終。三終而與元終。」の「小終大終」の文を加へ解説しているが、原文が錯脱しており、疑問である。そこで、今、「律歴志」の参考とすべき箇所を摘録して示す。

考証2

図版5第八行目にも「黒田氏」への批判がある。即ち、『易經』の「中略」拜天地終數爲二十九（中略）天數の終わりの九と、地數の

終わりの十を合わせると十九になる）を挙げ、次のように述べている。^{〔注15〕}

〔落下歴數〕標疏の原文〕

天終於九地終於十。黒田氏所引、小終大終者、九道運行之名、與此自別、且與長相終之終、爲算法乘字義、不穩、

〔通釈〕

天は「九」に終わり「地」は「十」に終わる。（「終數」はこれらを合わせた十九）しかし、黒田氏が引用する「小終大終」は九道（月を東西南北に分けた青道二・白道二・赤道二・黒道二に黄道を加えたもの）運行の名であり、これ（終數）とは自ずと別のものである。加えて「與長相終」の「終」を算術の「乗」の字の意味とするのは、道理にかなっていない。

考証3

このように「黒田氏」の説として標疏で批判されている内容を、天保三年の三刊の箋注本に付された文政十三年記黒田善の「箋注蒙求跋」（図版4）と比較した所、一致する所が認められた。そこで、次に跋文を見ていく。〈原文〉〈書き下し文〉〈通釈〉を記した。また、〈原文〉に付した番号付きの傍線・二重傍線を、前述の「落下歴數」〈徐注の原文〉と比較すると、徐注が①↓②↓③↓④↓⑤の順であるのに対し、黒田の跋は①↓④↓⑤↓②↓③↓④↓⑤の順である。これは**考証1**の標疏「黒田氏倒置與長相終二句」と一致している。また、二重傍線部分は、**考証1**の標疏「加小終大終之文」以成其義」、及び**考証2**で挙げた標疏が指摘する「黒田氏」の説と一致する。

〔箋注蒙求跋〕の原文〕

曩者、岡千里著此書。其解簡要、有益初學。梓既漫漶、書肆風月堂再刊之、乞余校訂。因按「落下曆數」、^①「漢志」之文不可解。蓋有脫誤。以篇内下文推之、^②「律容一龠、與長相終、律長九寸、積八十一寸、則一日之分也。」^③九章百七十一歲、而小終、九終千五百三十九歲而大終、三終而復得甲子、為曆元。^④如此、則義通。姑錄之、以質識者。

文政庚寅十月

膳所儒員 黒田善識

〈書き下し文〉

曩者、岡千里、此の書を著す。其の解簡要にして、益初学に有り。梓すること既に漫漶なれども、書肆風月堂、之を再刊し、余に校訂を乞ふ。因りて「落下曆数」を按ずるに、「漢志」の文不可解なり。蓋し脱誤有り。篇内の下文を以て之を推すに、宜しく「律容一龠、長と相終す、律長九寸、積は八十一寸。則ち一日の分なり。九章百七十一歳は小終、九終は千五百三十九歳にして大終、三終は復、甲子を得て曆の元為り」と言ふべし。此くの如くんば則ち義通ず。姑く之を録し以て識者に質す。

文政庚寅（十三年）十月

膳所儒員 黒田善識

〈通釈〉

先に岡千里（白駒）がこの書を著したが、その解釈は簡要で初学者に役立った。多く出版され既に把握しきれない程であるが、書店の風月堂が再刊することになり、私に校訂を依頼した。そういうわけで標題「落下曆数」について考えたと『漢書』の文章が不可解で、脱誤があると思われる。後方の文章から推し量ると、「律

の容は一龠、その長さを終（自乗）すると、律の長さは九寸で、積は八十一寸になる。これは即ち一日の長さの分母に当たる。九章（一章は十九歳）の年数は百七十一年で（九道は短い周期を終え、これを）小終という。九たび小終を繰り返すと（一千五百三十九年で、大周期が完了する）大終となる。三たび大終を繰り返すと、復帰し（一元の周期四千六百十七年となり）甲子を得て曆の元に戻る」と述べるべきである。このようにすれば意味が通じる。試みにこれを記録し、識者の方々にその是非を問うこととする。

文政庚寅（十三年、天保元年、一八三〇）十月

膳所藩 儒員 黒田善（梁州）識

考証4

実は、この跋文と一致する記述が京都大学所蔵の猪飼敬所（一七六一〜一八四五年）撰・黒田梁州写「蒙求卷中落下歴數律寸考」（図版6）にある。^{（注16）} 黒田は京都で猪飼敬所の門に学んだ経歴がある。猪飼敬所は名を彦博^{（よしひろ）}と言ひ、図版6は「博按」から始まる。また、第六行目の「終」の横には小さな文字で「自乗」と書き添えてある。

原文5

一 諸本異同詳略。無三關^ニ、係於文義^ニ者。大概不^レ疏^{（セ）}。以^レ龍洲例引曰^{（丙）}。据^{（二）}本書^{（一）}是^{（正）}。誤謬^{（ヲ）}舛^{（也）}也。

書き下し文

一 諸本の異同詳略。文義ニ關係無き者。大概疏セ「ず」。竜洲の「例引」に「本書ニ据り誤謬舛ヲ是正ス」ト曰ふヲ以て「なり」。

通釈

一 諸本の異同の詳略は、文義に関係が無いものは、大概、注を施さなかつた。竜洲（岡白駒の号）の例引に、「本書に据り誤謬譌舛を是正す」と述べているからである。

四、「帝王世系」と中国全図

(1) 「帝王世系」(図版2)

この付図は、読者に対して徐注に出てくる各時代と帝王(姓を含む)の確認に便宜を供する。例えば、「呂望非熊」に出てくる周の「文王」を確認できる。さらに、採録する時代は三皇から清までで、このことは、江戸・明治期の『蒙求』読者にとって、中国という国の在り方や当時の現代史に通じる学びを提供するものであったとも言えよう。

(2) 中国全図(図版3) 説明文の訳注と地名の考察

【本稿の凡例】

- 1 標疏本「例言」の凡例に準じて、中国全図の解説(本稿の図版3では左上の文)の**原文**・**書き下し文**・**通釈**・**考証**を記した。但し、この原文は句読点を含んでいないため、それを補った。
- 2 地名の後に付けた「B」は地図上段の左側、「D」は下段の左側に位置する。地名の確認には「標疏箋注蒙求校本」明治十三年刊本も参照した。

原文

蒙求所載地名圖其遠近方位以供初學便覽縣名邑名大抵畧之

秦前漢後所指名不_レ同者兩出

書き下し文

『蒙求』載す所ノ地名、其の遠近方位を凶シ、以て初學便覽ニ供ス。県ノ名・邑名、大抵、之ヲ略ス。秦前漢の後、指し名ヅクル所、同じカラ〔ざ〕ル者ハ兩出。

通釈

『蒙求』(徐注)に掲載された地名の遠近や方位を描き、初学者に利便を提供する。県名や邑名は概ね省略した。秦・前漢以降に名称が変更した地名は、両方を書き出した。

考証

中国全図と徐注・箋注・標疏にある地名と付き合わせて調査した所、中国全図には、①徐注の人物の出身地(郷貫)や物語り展開で出てきた地名、②標題に関する説明、③標疏が増注した地名の説明、④掲載意図が不明な地名(調査継続中)等があった。また、安政四年(一八五七年)刊の長久保赤水(一七二七〜一八〇一年)『唐土歴代州郡沿革図』と一致するものもあった。^(註)以下、②③の例を挙げる。

② 標題「伏波標柱」(伏波將軍の馬援が交趾Dに至り銅の柱を立て漢の領地とした話)に関する説明「馬援立銅柱D」、標題「充國自贊」(趙充國が西戎討伐の將軍に立候補する話)に関する説明「趙充國屯田処B」がある。この記述は『唐土歴代州郡沿革図』にもある。

③ 標題「亮遺巾幘」に関する標疏「斜谷B」がある。この標題は諸葛孔明が戦いに応じない司馬仲達に女性の巾幘を送り挑発しようとした話で、徐注に「諸葛亮帥衆十餘萬、壘于郿之渭水南原」(諸葛亮

が軍隊十四万を率い、魏を討つため鄆の渭水の南原に砦を構えた」とあり、標疏には「出斜谷壘南原」とある。

おわりに

標疏本は、関連ある標題の徐注に脈絡があることの確認、標題検索の利便性への配慮、箋注の疎漏の補足、膳所藩黒田善（梁州）による「落下歴數」徐注校訂への批判等を意図して作成されていた。また、「帝王世系」により伝説時代から清までの歴史的な時間概念を、中国全図により徐注や標疏に出てくる地名の地理的な空間概念を、当時の「蒙求」学習に組み入れた。なお、①「落下歴數」の標疏に続く「註解」の訳注、②天保三年刊の岡箋注本に付された黒田善の跋文と猪飼敬所撰・黒田梁州写「蒙求卷中落下歴數律寸考」との関係、③中国全図の詳細な調査報告と長久保赤水「唐土歴代州郡沿革図」等当時の中国地図類との関連については、今後、稿を改めて公表する予定である。

注

- 1 例えば、①高等学校改訂版『新編国語総合』（平成二十五年、第一学習社）が「両頭蛇（蒙求）」を、新学習指導要領対応の『高等学校古典B』（明治書院 <http://www.neijishoin.co.jp/book/b110070.html>）が「螢雪之功（蒙求）」、「中石没矢（蒙求）」、「青眼白眼（蒙求）」を採録している。②大学入試の頻出度は、『平成二〇～二十二年 古文・漢文問題総覧』（明治書院）によると「韓非子（法家類）」7題、「蒙求（類書類）」6題と二番目に多い。③日本漢字能力検定協会編『漢検四字熟語辞典』（平成二十四年）には「蒙求」を典故とした「孫康映雪」（5級）、「梁冀跋扈」（1級）等多数が採録されている。

- 2 早川光三郎『蒙求』上巻（明治書院、昭和五十二年）、九五頁、六

十三～六十九頁。『実隆公記』卷四上（続群書類従完成会、昭和三十六年）二六六頁。徳田武『近世近代小説と中国白話文学』（汲古書院、平成十六年）、二十一～二十二頁。相田満『幕末・明治期の「蒙求」』（国際日本文学研究会会議録第18回）、国際日本文学研究会組織委員会・国文学研究資料館編、平成七年）、一一七頁。『蒙求』について、静永健『漢籍伝来―白楽天の詩歌と日本―』（勉誠出版、平成二十二年）七十一～七十二頁に、平安時代の勸学院で中国音で読誦されていた現象、その背景の解説がある。

- 3 山岸徳平『近世漢文学史』（汲古書院、昭和六十二年）、一九六頁。

- 4 注3に同じ。六十五頁。

- 5 源了圓・前田勉校注『東洋文庫574 先哲叢談』（平凡社、平成六年）、三二六八～三二七〇頁。

- 6 注2の早川光三郎『蒙求』。六十六頁。

- 7 三井誠之進「佐々木向陽先生傳」（大正三年七月十日寄贈、山口県立図書館蔵）、『復刻宇部先輩列伝』（「大宇部」第八号、昭和十二年十二月十日記、平成三年、宇部地方史研究会）四十八～四十九頁、阿知須町「阿知須町郷土誌」（国立国会図書館デジタル化資料、昭和十六年）一三二～一三八頁、江口茂一兵衛「佐々木向陽」（「宇部地方史研究」五号、宇部地方史研究会、昭和四十七年）、五十七～五十八頁等を参照。

- 8 『日本教育史資料』参（文部省御蔵版、明治二十三年出版、三十六年再版発行）、四七〇頁。また、笠井助治「近世藩校に於ける学統学派の研究」下巻（吉川弘文館、昭和四十五年）、一三一四～一三一五頁には、向陽は、時習館教授辛島塩井の門に入って朱子学を研修したとある。

- 9 古田東朔「江戸期漢学学習方法覚書―「初学課業次第」をめぐる―」（全国大学国語教育学会『国語科教育』第三号、昭和三十一年）四十三頁。注2の相田論文、一一七～一二二頁。注6に同じ、一〇五頁。

- 10 早稲田大学出版部、大正六年、十三頁。紀年法は、皇紀。

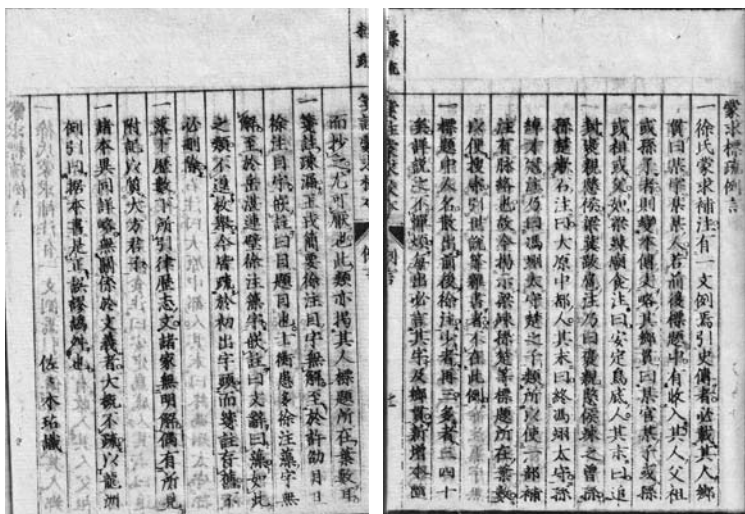
- 11 注2の相田論文一二二～一二五頁の資料12「蒙求・蒙求型類書一覽」には、文化年間以降、明治期までに輩出した「蒙求」と異種「蒙求」の書目を、成立の年記の明示されているものに限り紹介している。本稿左記表では、その中から岡箋注本系統を抜粋、漢籍国字解「蒙求」が挙げたと思われる分に※印を付した。明治十六年刊分は該当年のものを

チエツクしている。

天保三	『箋注蒙求校本』三卷	岡白駒
※嘉永二	『新增箋注蒙求』三卷	平田豊愛
安政五	『箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽
明治三	『校訂箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・東固碩
明治四	『箋注蒙求読本』三卷	岡白駒
明治四	『箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽
※明治十二	『纂評箋注蒙求校本』三卷	石川鴻齋
明治十三	『標疏箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽
明治十五	『箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽
※明治十五	『鰲頭箋注蒙求校本』三卷	鈴木義宗・増田貢
※明治十六	『標疏増訂箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽・佐々木貞介
明治十七	『標疏箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽
明治十八	『標疏箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽
明治十八	『箋注蒙求校本』三卷	岡白駒・佐々木向陽

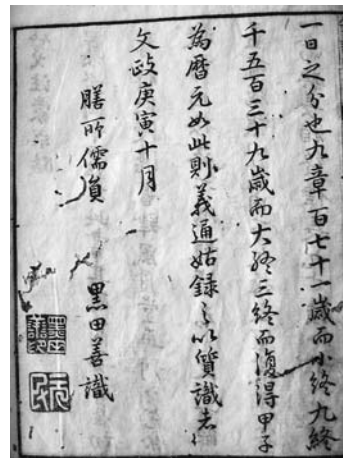
- 12 注6に同じ。三十六頁。
- 13 注6に同じ。六十八〜六十九頁。
- 14 注6に同じ。六十九頁。
- 15 語釈・通釈に際しては、能田忠亮・藪内清『漢書律曆志の研究』（全国書房、昭和二十二年）、藪内清『世界の名著統一 中国の科学』（中央公論社、昭和五十年）、川原秀城『中国の科学思想』（創文社、平成八年）等を参照。
- 16 『文武受命克殷年歴考・橘園文題・漢初長曆・律呂正義質疑・河図洛書考・蒙求巻中落下歴數律寸考・虞書弃称官后書・漢書右非戦國時俗辨』合綴一冊。『黒田麴廬関係資料目録』（平成四年）四、九頁参照。
- 17 早稲田大学古典籍データベース参照。
- 謝辞 本稿執筆に当たって、九州大学名誉教授の町田三郎先生より、多くの貴重なご教示を賜りました。また、京都大学図書館より貴重図書の本稿への図版の掲載を許可して頂きました。ここに心より感謝申し上げます。

図版1 佐々木向陽「蒙求標疏例言」





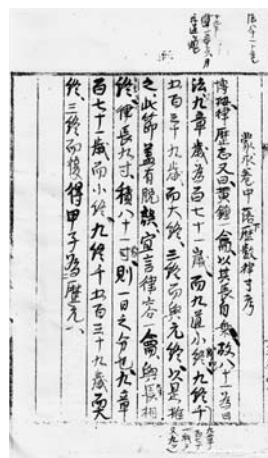
図版3 中国全図
(本稿では90回転させている)



図版4 黒田善「箋注蒙求跋」(福岡県立図書館諸岡家文書)



図版5 標題「落下歴數」の標疏 (第一行目、八行目に「黒田氏」とある)



図版6 「蒙求卷中落下歴數律寸考」(京都大学図書館所蔵)

(きりしま かおる) ... 日本語・日本文学科 教授)